

補助対象事業の要件

補助金の交付の対象とする事業計画は、以下に示す要件を全て満足する必要があります。

- 1) 下表の左欄の対象設備の区分ごとに右欄の条件を満たすものであること。

なお、当該施設が、主として廃棄物を処理する施設であること（湿重量ベースで廃棄物が処理物の半分以上を占めること。）。

対象設備	対象の条件																						
[ア]廃棄物高効率熱回収	<p>熱回収率が以下の表の値以上（施設規模により異なる）</p> <table><tbody><tr><td>100トン／日以下：</td><td>12%以上</td></tr><tr><td>100トン／日超：</td><td>14%以上</td></tr><tr><td>150トン／日超：</td><td>15.5%以上</td></tr><tr><td>200トン／日超：</td><td>17%以上</td></tr><tr><td>300トン／日超：</td><td>18.5%以上</td></tr><tr><td>450トン／日超：</td><td>20%以上</td></tr><tr><td>600トン／日超：</td><td>21%以上</td></tr><tr><td>800トン／日超：</td><td>22%以上</td></tr><tr><td>1,000トン／日超：</td><td>23%以上</td></tr><tr><td>1,400トン／日超：</td><td>24%以上</td></tr><tr><td>1,800トン／日超：</td><td>25%以上</td></tr></tbody></table> <p>RDF発電、ガスリパワリング型廃棄物発電は対象としない。</p>	100トン／日以下：	12%以上	100トン／日超：	14%以上	150トン／日超：	15.5%以上	200トン／日超：	17%以上	300トン／日超：	18.5%以上	450トン／日超：	20%以上	600トン／日超：	21%以上	800トン／日超：	22%以上	1,000トン／日超：	23%以上	1,400トン／日超：	24%以上	1,800トン／日超：	25%以上
100トン／日以下：	12%以上																						
100トン／日超：	14%以上																						
150トン／日超：	15.5%以上																						
200トン／日超：	17%以上																						
300トン／日超：	18.5%以上																						
450トン／日超：	20%以上																						
600トン／日超：	21%以上																						
800トン／日超：	22%以上																						
1,000トン／日超：	23%以上																						
1,400トン／日超：	24%以上																						
1,800トン／日超：	25%以上																						

<p>[イ]廃棄物燃料製造</p>	<p>(ア) メタン発酵方式</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガス製造量： 300Nm³/日以上 ・発熱量： 18.84MJ/Nm³(4,500kcal/Nm³)以上 <p>(イ) メタン発酵方式以外</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー回収率： 60%以上 ・発熱量 <ul style="list-style-type: none"> 固形化： 12.56MJ/kg (3,000kcal/kg) 以上 液化： 33.49MJ/kg (8,000kcal/kg) 以上 ガス化： 4.19MJ/Nm³ (1,000kcal/Nm³) 以上 R P F 化： 25.70MJ/kg (6,139kcal/kg) 以上 <p>バイオエタノール及びバイオディーゼル製造は対象としない。</p>
<p>[ウ]廃棄物バイオガス熱回収</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス発生量： 300Nm³/日以上 ・発熱量： 18.84MJ/Nm³(4,500kcal/Nm³)以上 ・熱回収率： 10%以上

- 2) 循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）の基本原則に沿った事業計画であること。
- 3) 事業実施の計画が現実かつ合理的であること。特に、製造した燃料においては確実に利用されることが担保されていること。また、電気若しくは熱においては合理的な利用先の検討がなされ、地域の活性化等が図れること。
- 4) 廃棄物の処理施設の安全かつ安定的な稼働が確保されること。
- 5) 地球温暖化防止に資する効果を明確な根拠をもって推計することができ、かつ、費用対効果の観点から効率性が高い事業計画であること。
- 6) 当該事業の遂行によって他の事業者に対する波及効果が見込まれること。
- 7) 事業者の取組として先進的であること。
- 8) 交付の対象となる事業計画の範囲
 2. (2) アに掲げる設備の新設、増設又は改造に係る設備設置事業とする。

基礎工事（土木建築工事に係る杭基礎等）や上屋等の土木建築に係る設計は、原則として、補助対象となる範囲に含まない。

ただし、ごみピット等の廃棄物処理に必要な設備の場合はこの限りではない。